

令和6年度職員団体との交渉結果（第3回確定交渉（部長2回目））

1. 交渉団体

滋賀県地方公務員労働組合共闘会議、滋賀県職員組合、全滋賀教職員組合、滋賀県公立高等学校教職員組合、滋賀県障害児学校教職員組合

2. 当局側出席者

総務部長、人事課長、他人事課員

3. 交渉日および場所

令和6年11月15日（金）10：30～12：00 北新館5-A会議室

4. 内 容

人事委員会勧告の実施、前歴換算制度、長時間労働解消、仕事と育児の両立支援制度、ハラスメント対策、会計年度任用職員の勤務条件、再任用職員の勤務条件など

5. 交渉状況

職員団体	県
<p>今回の人事委員会勧告でも高齢層職員の改定率は小さくなっており、改善を求める。</p> <p>退職手当の算定基礎額は、給料表の金額ではなく、人事委員会勧告で言及された調整率を乗じた後の給料月額とすべきである。</p> <p>給与制度のアップデートにより、現業職員に適用される技能労務職給料表の号給が一部削除されることになるが、この削除されることとなる号給は中学校卒業程度で採用される者に適用されるものであり、今後、中学校卒業程度の者に対して門戸を閉ざすような趣旨ではないか。</p> <p>勧告の実施は、年内とするよう求める。翌年1月には追給分を支給すべきである。</p>	<p>今回の人事委員会勧告は広く各年齢層に改定の効果が及ぶものである。勧告どおり実施することが適当である。</p> <p>本県が実施する給料月額の調整は、給料と地域手当の配分を変更し、給与水準を維持するための調整であり、国の給与制度との均衡の観点から引き続き給料表の額を退職手当の算定基礎額とすることが適当である。</p> <p>技能労務職給料表の見直しにおいては、不利益な取扱いとならないように検討する。</p> <p>勧告の実施時期については、国における給与法の国会提出時期を踏まえて検討する。条例の議決後、追給分を速やかに支給する。</p>
<p>前歴換算制度について、民間企業での正社員としての経験を100/100で換算することに伴う在職者調整の実施に当たり、職員の負担となるようなことがないよう求める。</p>	<p>在職者調整の範囲や内容は、今後検討していきたい。</p>
<p>時間外勤務時間の上限を超過することが明らかなのに何も措置がされないという話を聞いている。人員が足りていない状況ではマネジメントによる工夫もできない。</p> <p>時間外勤務時間の上限規制が、持ち帰り残業やサービス残業につながっている。管理職員が上限を意識した業務管理を行うべきである。</p>	<p>人員については、近年大幅に増員しており、業務量の縮減や事務の改善とともに、バランスを考慮した体制作りに努める。</p> <p>上限を上回る時間外勤務の発生は早急に改善が必要である。引き続き時間外勤務時間の上限について、適切に運用していく。</p>
<p>看護休暇について、子どもの学校が休校となった場合の取扱いについて検討を求める。</p>	<p>看護休暇については国の動向を注視し対応したい。</p>

<p>子育て支援時間の拡充について、子どもの不登校は子どもの年齢が上がるにつれて増加する傾向にあり、中学生を休暇の対象とすることが切実な思いである。また、昼休みの前後に子育て支援時間を取得できるよう改善を求める。</p>	<p>子育て支援時間は育児部分休業に準じたものとしており、昼休みと連続した取得は困難と考えている。他の都道府県の扱いを研究していきたい。</p>
<p>ハラスメント対策について、気軽に相談ができる取組が必要である。</p>	<p>相談窓口を設置し、相談専用アドレスを設けるなどして対応している。改めてこうした取組を周知し、一層のハラスメント防止に努める。</p>
<p>県内市町でも会計年度任用職員に有給の私傷病休暇を与えている事例があり、人材確保の観点からも積極的な検討が必要である。</p> <p>国においては期間業務職員について3年ごとの公募を取りやめており、本県の会計年度任用職員についても5年ごとの公募を一律に求めないよう求める。</p>	<p>会計年度任用職員の休暇は、国の制度との均衡を基本に、本県における従前の非常勤嘱託員の休暇制度を考慮した内容となっており、現行の制度が妥当であると考えている。</p> <p>本県では国よりも多い最大4回、非公募による再度の任用を可能としており、また、公募の結果、同一人が採用されることを妨げるものでもないため、現行の取扱いを継続すべきと考えている。</p>
<p>再任用職員となる前と同じ内容の仕事をしているのに、給料が6割程度になることに強い不満や憤りがある。改善に向けた展望はどうか。</p> <p>本県の再任用職員は、行政職の場合、一律3級に格付けされており、この格付けを見直している都道府県もある。会計年度任用職員との給与の逆転も懸念されるため、運用での改善を求める。</p>	<p>人事委員会勧告に基づく対応が基本であるが、真摯に話し合いたいと考えている。</p>